

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【規則】

- 岡山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

障害福祉課

### 【告示】

（県例規集登載）

- 精神通院医療を担当する医療機関の指定
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新
- 保安林の解除予定
- 道路の区域変更
- 道路の供用開始

健康推進課

〃

治山課

道路整備課

〃

### 【公告】

- 特定非営利活動法人の合併の認証の申請
- 土地改良事業の工事完了
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
- 〃

県民生活交通課

耕地課

建築指導課

〃

## 目次

担当課（室）

◎岡山県規則第四十六号

岡山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年七月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県福祉のまちづくり条例施行規則（平成十二年岡山県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の部（一）の項2ハ中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

◎岡山県告示第三百六十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十六年七月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定した医療機関 名 称	所在地	指定年月日
かさおか薬局	笠岡市笠岡五八九一―一	平成二十六年六月三十日
ザグザグ薬局花の街店	倉敷市宮前三三七	平成二十六年七月一日
オリーブ薬局田町店	津山市田町八六一四	平成二十六年七月一日
株式会社服部薬局志戸部店	津山市志戸部六五一―六	平成二十六年七月一日
ゴダイ薬局周匝店	赤磐市周匝七一―一	平成二十六年七月一日

◎岡山県告示第三百六十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十六年七月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

安達救命堂薬局

和気郡和気町尺所一七

平成二十六年五月三十一日

笠岡薬局

笠岡市笠岡五八九一―一

平成二十六年六月二十九日

◎岡山県告示第三百六十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成二十六年七月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

ワコー薬局

倉敷市水島東常盤町二一六

平成二十六年七月一日

# 平成26年7月4日 岡山県公報 第11598号

## ◎岡山県告示第三百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成二十六年七月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 一 解除予定保安林の所在場所

倉敷市新田字大平山二一九四の四、二一九四の九

### 二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

### 三 解除の理由

指定理由の消滅

# 平成26年7月4日 岡山県公報 第11598号

◎岡山県告示第三百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 道路の種類 県道

二 路線名 岡山吉井線

三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員	延長
赤磐市下市字南一一四番五地先から		新	二一・五〇	四〇・三
赤磐市下市字四反田四二七番地先まで		旧	一七・〇〇	四〇・三
赤磐市下市字南一一四番五地先から		新	二一・五〇	四〇・三
赤磐市下市字四反田四二七番地先まで		旧	一七・〇〇	四〇・三

一 道路の種類 県道

二 路線名 大野部備中線

三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員	延長
新見市哲西町大野部字長サコ一三六二番		新	九・〇〇	一一六・〇
一地先から		新	九・〇〇	一一六・〇

新見市哲西町大野部字長サコ一三六四番 二地先まで	新見市哲西町大野部字長サコ一三六二番 一地先から 新見市哲西町大野部字長サコ一三六四番 二地先まで
	旧
三九・〇	三・五 六・〇
	一二六・〇



# 平成26年7月4日 岡山県公報 第11598号

◎岡山県告示第三百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

県道		道路の種類	区間	供用開始年月日
岡山吉井線	大野部備中線	路線名	赤磐市下市字南一四番五地先から 赤磐市下市字四反田四二七番地先まで	平成二十六年七月四日
	新見市哲西町大野部字長サコ一三六二番一地 先から 新見市哲西町大野部字長サコ一三六四番二地 先まで			

〔三一八〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第三十四条第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の合併の認証の申請があった。

平成二十六年七月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月二十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 合併する特定非営利活動法人

特定非営利活動法人円い空

青井 一展

玉野市宇野一丁目八番八号

特定非営利活動法人オアシス

大倉 和法

玉野市宇野三丁目一番一号

2 合併後存続する特定非営利活動法人

特定非営利活動法人円い空

青井 一展

玉野市宇野一丁目八番八号

三 合併後存続する特定非営利活動法人の定款に記載される目的

この法人は、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害のある方およびその家族に対して、ひとりひとりの状況に応じた柔軟な生活相談支援事業を行うこと及び支援を必要とする障害者の授産事業を通して、日常生活支援・就労支援を行い、彼らの社会参加を促進し、もって地域社会における保健福祉・障害者福祉の普及啓発の増進に寄与することを目的とする。

# 平成26年7月4日 岡山県公報 第11598号

〔三一九〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

平成二十六年七月四日

事業主体	地区名	工種	完了年月日
児島湾土地改良区	北七区支線24号	かんがい排水	二六・二・七
〃	北七区支線60号	〃	二六・三・一四

岡山県知事 伊原 木 隆 太

# 平成26年7月4日 岡山県公報 第11598号

〔三二〇〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年七月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市刑部字白井九九一三、九九一一九、九九一二五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市井手六五五

河田 浩志

三 許可番号

岡山県指令建指第七四号

# 平成26年7月4日 岡山県公報 第11598号

〔三二一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年七月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市穂崎字苗代六一二―一、字道之下六三九―三

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

赤磐市穂崎九四九―一

有限会社ケービーAUTO

代表取締役 故引 義弘

三 許可番号

岡山県指令建指第八号